

(学校法人会計の基準)

第1条 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する学校法人(法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第6章を除き「学校法人」という。)は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。

2 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

※昭和46年4月1日制定・昭和51年4月1日改正・平成22年2月25日改正

1 学校法人会計の基準

本条は、私立学校振興助成法第14条第1項の規定を受けて、経常的経費に対する補助金の交付を受ける学校法人は、この省令(「基準」)で定めるところに従って、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならないことを明らかにしたものである。

「基準」は本条第1項にみるように私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人に適用されるものであることから、本条で定める会計処理及び計算書類の作成は、私立学校振興助成法第4条第1項又は第9条に規定する補助金を受ける学校法人に求められるものである。しかしながら、計算書類作成の定めは私立学校法にもあり、この定めは、私立学校振興助成法の定めとは異なり補助金を受けていない法人にも及ぶものである。かように学校法人において計算書類作成は二つの法規制によって求められているが、このうち私立学校法の定めは、その計算書類作成の基準を「一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他学校法人会計の慣行に従つて行われなければならない」(私立学校法施行規則第4条の4)とするのみで、そこには特段の定めを置いていない。したがって、補助金を受けていない学校法人も、抛るべき定めとして、この「基準」に基づき、会計処理を行い、計算書類を作成することが望まれる。

※私立学校振興助成法(昭50.7.11法律第61号・最終改正:平27.6.24法律第46号)

(書類の作成等)

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2～3 略

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における

教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

2 略

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

※私立学校法(昭24.12.15法律第270号・最終改正:平26.6.13法律第69号)

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第37条第3項第3号の監査報告書(第66条第4号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

※私立学校法施行規則

(昭25.3.14文部省令第12号・最終改正:平27.3.30文部科学省令第13号)

(計算書類の作成)

第4条の4 法第47条第1項(法第64条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する書類(事業報告書にあつては、財務の状況に関する部分に限る。)の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

2 法第47条第1項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第64条第4項の法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に規定する募集又は売出しを行うもの(次項において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

3 法第47条第1項に規定する書類のうち収支計算書については、第1項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

2 一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則

第2項は、この「基準」が学校法人の会計処理及び計算書類の作成に関して基本的事項を

定めるのみであるため、この「基準」に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従うべきことを示したものである。

「一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則」については、この「基準」制定当時に、文部大臣所轄学校法人関係者及び都道府県の私学行政担当者を対象として文部省管理局振興課において開催した研修会で使用した冊子では、次のように記している。

「一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則とは、学校法人の会計において適正なものとして確立した会計上の慣行またはルールを意味する。したがって、企業会計であろうと学校法人会計であろうとおよそ会計である以上それによるべきであるとして確立されたものは別として、学校法人会計に固有のものについては現状においては未だ存せず、今後において確立されるということもできようが、実際問題としては、財務基準調査研究会の次の4つの報告が参考となる。

- 1 学校法人の財務会計基準の調査研究について（昭和45年5月）
- 2 学校法人会計基準の実施について（昭和45年12月）
- 3 都道府県知事所轄学校法人における学校法人会計基準の実施について（昭和46年2月）
- 4 学校法人計算書類記載要領について（昭和46年2月）」

なお、「基準」の施行及び適用にあたり必要な会計処理の取扱い等を示すために、文部科学省(平成12年の中央省庁等改革以前の文部省を含む)学校法人会計担当部署から多くの通知が発出されている。これらの通知の性格は税法における法令解釈通達ともいえるものであり、学校法人会計の特性からして、これらの通知のうち会計処理等の取扱いに係わるものは、正に一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則とすべきである。

また、「基準」制定後、私立学校振興助成法第14条第3項の定めにより公認会計士又は監査法人の監査が開始され、日本公認会計士協会は当該監査に資するため学校法人委員会(学校会計委員会から昭和53年に改称。改称前の学校会計委員会を含む)名でこれもまた多くの指針等を公表している。

これらの指針等は、当初は公認会計士又は監査法人の監査業務に資するものとして公表されていたものであるが、近年では「基準」の実務上の取扱いとしても公表されている。例えば、平成25年4月22日付け25文科高第90号「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」の前文「なお、本省令の施行のために必要な通知等については、今後発出することとしています。また、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき願います。」を受けて公表された学校法人委員会実務指針第45号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)に関する実務指針」があり、これは上記文部科学省通知と同列に扱われるべきである。よって、この実務指針やこの実務指針以外でも「基準」の実務上の取扱いとして公表されている指針等は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則である。

なお、このような実務上の取扱いとされるものを除いた他の指針等は、公認会計士又は監査法人の監査業務に資するために公表されたものであり、監査を受ける学校法人の会計処理のための指針等ではないが、これらの指針等のうち会計処理や計算書類の作成に係る取扱いに反する場合には公認会計士又は監査法人の監査報告書において意見が付せられることとなる。よって、これらの指針等で会計処理や計算書類の作成に係る取扱いは、学校

法人にとっては会計処理を行うにあたって実質的に従わざるを得ないものであり、これらもまた一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則として扱われることとなる。

3 学校法人以外の私立の学校の設置者

この「基準」で定めるところに従い、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない学校法人には、本条第1項括弧書きによって私立学校振興助成法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であって、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものが含まれる。

すなわち、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者で、私立学校振興助成法第9条の補助金を受けるもの(私立学校振興助成法附則第2条第3項の規定による特別の会計の経理をするもの)は、「基準」で定めるところに従い、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。

※私立学校振興助成法

附則第2条(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に対する措置)

第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中学校法人には、当分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者(学校教育法附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者をいう。次項において同じ。)及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。)附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。次項において同じ。)を含むものとする。

2 略

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第1項の規定に基づき第9条又は第10条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第48条の規定を準用する。

4～6 略

※私立学校法

附則第6条 私立の幼稚園は、第2条第1項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

※認定こども園法一部改正法(平成二四年八月二二日法律第六六号)

(認定こども園である幼保連携施設に関する経過措置)

附則第3条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項に規定する認定

こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園（同法第2条第2項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び保育所（同法第2条第3項に規定する保育所をいう。）で構成されるものに限る。以下この項及び次項において「旧幼保連携型認定こども園」という。）であって、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。次条第1項において同じ。）及び地方公共団体以外の者が設置するものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、新認定こども園法第17条第1項の設置の認可があったものとみなす。ただし、当該旧幼保連携型認定こども園の設置者が施行日の前日までに、新認定こども園法第36条第2項の主務省令（以下単に「主務省令」という。）で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により新認定こども園法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）の設置者は、施行日から起算して3月以内に、同法第4条第1項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（指定都市等の区域内に所在するみなし幼保連携型認定こども園の設置者については、当該指定都市等の長）に提出しなければならない。

3～4 略

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

附則第4条 施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であって、次に掲げる要件の全てに適合するもの（国、地方公共団体、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人を除く。）は、当分の間、新認定こども園法第12条の規定にかかわらず、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園（新認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。）を設置することができる。

- 一 新認定こども園法第13第1項の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が幼保連携型認定こども園を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が社会的信望を有すること。

2～3 略

4 準学校法人

この「基準」で定めるところに従い、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない学校法人には、準学校法人（私立学校法第64条第4項に規定する法人）は含まれない。しかしながら、前述1及び2にみたように現状において学校法人の会計にこの「基準」以外に会計処理及び計算書類作成に関して一体として取りまとめられた形で一般に公正妥当と認められる会計基準が存しないのであるから、準学校法人においてもこの「基準」に準拠して

会計処理を行うことが望まれる。平成25年4月22日付け25文科高第90号「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」においても、この改正を「各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人に対して周知されるようお願いいたします。」としているところであるが、準学校法人における「基準」適用の義務付けは、所轄庁である都道府県知事の指導によるところとなる。

なお、本条第1項における学校法人は、この「基準」の制定時から昭和51年改正時までは「私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)第59条第8項に規定する学校法人(法第64条第5項の規定により法第59条第8項の規定が準用される法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。)」(後述6※を参照)であり、よって、本条の学校法人には、私立学校法第64条第4項の法人すなわち準学校法人も含まれていたが、昭和51年における私立学校振興助成法の制定に伴う本省令(「基準」)の改正(昭和51年4月1日文部省令第14号)によって、準学校法人は本省令(「基準」)の適用を受けないこととなったものである。

※私立学校振興助成法

(書類の作成等)

第14条 第4第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定子ども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

※私立学校法

(私立専修学校等)

第64条

1～3 略

4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

5 略

6 学校法人及び第4項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第4項の法人及び学校法人となることができる。

7 略

5 改正の変遷

昭和51年4月1日付け文部省令第14号による本条の改正は、この省令(「基準」)制定の根拠法が私立学校法から私立学校振興助成法に変更されたことに伴い、本条で定める根拠法を

私立学校法から私立学校振興助成法へと改めたものである。

平成22年2月25日付け文部科学省令第2号による本条の改正は、この省令(「基準」)に第6章が追加されたが、本条の学校法人と第6章の学校法人とで定義が異なる故の「第6章を除き」の追加である。

※昭和46年4月1日制定「学校法人会計基準」

旧第1条(学校法人会計の基準)

私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)第59条第8項に規定する学校法人(法第64条第5項の規定により法第59条第8項の規定が準用される法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。)は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行ない、財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。

※学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(昭和51年4月1日付け文部省令第14号)
(学校法人会計基準の一部改正)

第3条 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)第59条第8項に規定する学校法人(法第64条第5項の規定により法第59条第8項の規定が準用される法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。)」を「私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する学校法人(法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下「学校法人」という。)」に、「行ない」を「行い」に改める。

※学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年2月25日付け文部科学省令第2号)

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、以下」の下に「第6章を除き」を加える。